

会計上の見積りにおけるコロナ禍の影響の考え方の議事概要、更新

ASBJ

去る2月9日、企業会計基準委員会は第451回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の更新

2020年4月10日に議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(以下、「議事概要」という)が公表された。その後、議事概要は、5月11日に追加情報に関する追加、6月26日に四半期決算に関する考え方の確認が行われている。

いまだに、新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期等を予測することが困難であり、会計上の見積りを行ううえで、特に将来キャッシュ・フローの予測が極めて困難な状況であることと変わりはなく、今3月期から適用の企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積り開示会計基準」という)との関

係を確認するために、議事概要を更新することが審議された。

議事概要ではコロナ禍の影響に関してどのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表利用者の理解できる具体的な情報を、重要性がある場合、追加情報として開示が求められるとされている。今回の更新では、この場合の仮定は、見積り開示会計基準

で求められる開示に含まれることが多いこと等が確認された。委員からは、賛成意見が多く聞かれ、公表することが了承された(2月10日公表。<https://www.asb.or.jp/jp/info/105236.html>)。

1月28日にIASBから公表された公開草案「規制資産および規制負債」の詳細な検討を行うため、ASBJに料金規制会計専門委員会を設置することが諮られ、了承された。

本専門委員会での審議は、国際的な意見発信を対象とし、国内基準の開発は対象としない。

会計

グループ通算制度に関する実務対応報告案は3月公表へ

ASBJ、税効果会計専門委

去る2月4日、企業会計基準委員会は第70回税効果会計専門委員会を開催した。前回(本誌2021年2月10日号(No.1602))情報ダイジェスト参照)に引き続き、グループ通算

制度に税効果会計を適用する場合の取扱いについて審議された。

文案の再提案

事務局より、前回の議論を踏

まえた実務対応報告の文案が示された。前回と同様、現在検討中の論点である投資簿価修正、債務保証の注記、適用時期は含まれていない。

これを受け、専門委員より「実務対応報告5号、7号を廃止して、検討中の本実務対応報告に置き換わる記載となっているが、その取扱いで穴が開かな

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月15日(月)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年分) 所得税・贈与税・都道府県民税・市区町村民税・事業税(事業所税) ③ 国外財産(令和2年末5,000万円超)調書の提出	
3月31日(水)まで	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人(令和2年12月期) 2ヵ月延長法人(令和2年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1ヵ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3ヵ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1ヵ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3ヵ月ごと(4月、7月、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) 新型コロナウイルス感染症防止対策として、申告納付期限延長申請手続が国税庁から公表されている。上記①源泉所得税の納付および上記④法人の申告納付については、すでに申告書納付書の余白に「新型コロナウイルスによる申告納付期限延長申請」と付記する簡易な手続が認められているが、上記②個人の確定申告・納付期限は、3月15日(月)から1ヵ月延長し、全国一律で令和3年4月15日(木)までとされた(令和3年2月2日国税庁報道発表資料)。

いか懸念している」との意見があった。

事務局より「2022年3月

期については、連結納税制度が当期税金で、繰延税金についてはグループ通算制度を前提とするところ、一部被りが生じることは認識している。この点については、経過措置を定めていくことを想定している。引き続き検討して具体的なものを示していきたい」との回答があった。

前回示された文案では記載のなかった結論の背景に関する文案が事務局より示された。

結論の背景

専門委員からは「連結財務諸表における表示は連結納税制度の取扱いを踏襲する」とした項の記載について、表現ぶりを検討してほしい」などの声が寄せられた。

今後は、検討が未了となつて

今後の予定

務対応報告の公開草案を3月に

公表する予定で進めていく旨があったため事務局より告知された。

親委員会の審議

去る2月9日に開催された第451回親委員会でも、審議が行われた。

本実務対応報告の範囲について、「本実務対応報告は、通算税効果額を授受することを前提としており、通算税効果額を授受しない場合の会計処理及び開示については取り扱っていない」との文案が追加された。

委員から、「通算税効果額を授受することを前提としているが、授受していない会社も、本実務対応報告の趣旨や考え方を参照するという記載を行うのか」と質問があり、事務局から「グループ通算制度は連結納税制度からの引継ぎであり、多くは通算税効果額を授受することが前提となつているが、授受しない場合の取扱いを明確にするニーズがあるのか、公開草案で意見を聞きたい」と回答があった。

品質管理基準等の改訂、検討開始

監査

企業会計審議会監査部会
去る2月4日、金融庁は、第49回企業会計審議会監査部会（部会長：八田進二青山学院大 学名誉教授）を開催した。

ボジティブ・メンタルヘルス

狩りとCommunitas

メンタルクリエイト
江口 毅

「狩りは獲物を追う作業じゃないんだ。まず風、波、木、生き物と体となる。古代の人はそれを知っていた。だから僕らよりも大きな安らぎを得ていた。」

これは、愛読書の『MASTE Rキートン』（浦沢直樹作画、小学館）のなかで、筆者が最も印象に残っている言葉です。この文章を初めて読んだとき、紅葉狩りやいちご狩りなどで、どうして「狩り」というのが腑に落ちました。まさに自然と一体になり、季節の変化を楽しむのが「狩り」なのでしょう。そして、自然と一体になるという意味の「狩り」をしているとき、私たちは確かに大きな安らぎを得ています。

この話から「ミニニケーション」の語源について思い出しました。「ミニニケーション」の語源はラテン語の「Communis」からきていたといわれています。その意味は、「分かち合う」「一体になる」です。会話や雑談、伝達、情報共有などの意味で使われることが多いですが、もっと深く「分かち合う」「一体になる」ことが「ミニニケーション」の本来の意味なのではないでしょうか。

それでは、「分かち合う」「一体になる」とは、どのような状態になるのでしょうか。

を指すのでしょうか。それは、「今ここでお互いに感じていることや考えていることを、関心を持って聞き合う。そして、わかり合ってもそうでなくても受け止めて、相手を尊重し、ただその場に共にいることを感じる」とだと考えます。とても難しく思う人も、生のかたがで経験している感覚のほうです。それは、保護者の胸に抱かれているときかもしれませ

んし、大切な友人と語り合ったときかもしれません。家族や恋人がそっとそばにいてくれたときかもしれません。記憶としては忘れていても、身体感覚が覚えているはず。それを思い出してみてください。お互いに考えや価値観が違っても、その違いを尊重し認めて、ただその場に共にいる。その感覚を覚えたとき「ミニニケーション」は本来的な意味で機能し、私たちは心に安らぎを感じるのではないのでしょうか。

そのための第歩として、「今ここで自分の感覚に気づく」とが必要。その方法の一つとして「ミニニケーション」が挙げられます。マイナードフルネスは、「今ここで自分の感覚に気づくこと、ストレスケア、集中力の向上などを指すプロセスです。不安や恐怖と向き合うことが増えた時代だからこそ、「今ここで自分の状態に気づき、心の安定を図っていくことは、とても大切です。」

今回は、職場で自席に座ったままできる簡易な手法をお伝えしますので、ぜひお試しください。

- △座ったままできる簡易
マイナードフルネス▽
- ① 軽く背筋を伸ばして肩の力を抜きます（肩を上げてからストンと落とす）
 - ② 身体感覚に意識を向けます（手や太ももが身体や椅子に触れていると感じる）
 - ③ 3回深呼吸をします
 - ④ 3分間、いつもどおりの呼吸をします（鼻呼吸）
 - ⑤ 呼吸だけに意識を向けます
- ※ 意識が逸れたら、また呼吸に意識を戻す
※ 眠くなったら目を覚ましてから再開する

「今ここで自分の感覚に気づき、分かち合う、一体になる」ということができる「ミニニケーション」が、さらに季節を楽しめる「狩り」ができたとき、先行きがみえないこの時代においても、私たちは大きな安らぎを得ることができるとは、どのような状態になるのでしょうか。

2020年11月6日に開催された企業会計審議会総会(2020年12月1日号(No.1596)情報ダイジェスト参照)において、大型の会計不正事例の多発やそれに伴う海外での監査基準の見直し状況に鑑み、監査の品質向上の観点から、監査の品質管理について本部会で審議することが決定された。

それに伴い、次の事項について審議が行われた。

監査の品質管理をめぐる動向

以下の内容について、説明が行われた。

(1) 監査の品質管理についての概況

事務局の説明により、国際監査基準の改訂動向や、日本における品質管理基準の策定の経緯等を概観した。

(2) 内外の品質管理の取組み

公認会計士・監査審査会より、わが国の監査における近年の品質管理の動向や、海外における品質管理を確保するための取組み状況について、説明が行われた。

(3) 品質管理基準をめぐる動向

日本公認会計士協会より、国際品質管理基準(ISQM)1「監査事務所品質マネジメント」、ISQM2「審査」、国際

監査基準(ISA)220「監査業務における品質マネジメント」の内容や、品質管理レビュー制度の概要について、説明が行われた。

品質管理に関する課題認識

前記の説明内容を踏まえ、委員より、次のような意見が寄せられた。

(1) 制度設計

複数の委員から、「形式的な手続にとどまることのないよう、実効性のある制度設計が必要と考える」といった趣旨の意見が相次いで提示された。

一方、「現場が忙殺されて混乱を招くことのないよう、配慮すべきである」といった趣旨の懸念も出された。

(2) 品質の確保

「リソースが限られているなかで、いかに品質を確保していくかが重要と考える」、「近年の会計不正多発により、監査の信頼性が損なわれていないかが懸念される。中小を含めた監査法人全体の監査品質の向上が求められる」など、品質の確保を重視する意見が多く挙げられた。

そのなかで、監査の品質確保のための方策として、日本公認会計士協会より、「定時株主総会の分散化を検討すべきではな

いか」といった趣旨の意見が提示された。

(3) DX対応

複数の委員から、「監査品質の向上には、デジタルトランスフォーメーション(DX)によるプロセスの効率化・高度化が不可欠である」といった趣旨の意見が挙げられた。

国際会計

コロナ禍に伴うリースの賃料減免の期間延長EFD、公表

IASB

去る2月11日、IASBは、公開草案「2021年6月30日以降の新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免…IFRS 16号の修正」(以下、「公開草案」という)を公表した。

これは、2月4日開催の追加での審議会で、IFRS 16号「リース」の新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)に関連した賃料減免に関する簡便法の使用期間を延長する提案が決められたことによるもの。

公表の経緯

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の混乱において、貸手が借手に対して一定の期間、賃料の猶予や値下げとい

そのための施策として、「ITの知識を有する人材の確保・育成が急務である」との意見が多く挙げられた。

*

今回の部会で委員から提示された意見を事務局で整理したうえで、今後議論を進めていくとのこと。

公開草案の内容等

現状では、当該救済措置が適用される賃料は、2021年6月30日以前における期日のリース料までが対象とされているが、公開草案では、この期日を2022年6月30日に1年間延長することが提案されている。公開草案に対するコメント期限は、2021年2月25日まで。

金融

考えられる日銀の次の一手

2月10日、日銀の中村豊明審議委員は、高知県金融経済懇談会でオンライン形式の講演を行った。このなかで、昨年7-

9月期の実質GDPの持ち直しが、欧米諸国に比べて力強さに欠けると指摘し、設備投資や個人消費などの内需の弱さを理由に挙げた。また、物価情勢は、原油価格の下落やGOTOラベル事業が影響しているものの、これらはいずれ消費者物価に対してプラスに作用するとし

た。他方、長引くコロナ禍のため金融緩和策はさらに長期化する、との見解も示した。現時点での日銀による新型コロナ対応策は、CP・社債の買入れや特別支援オペなど直接企業の資金繰り支援を行うもの、国債の買入れなど金融市場の安定を図るもの、ETF・J-REITの買入れといった証券市場の安定を図るもの、の3種類がある。中村審議委員は、このうちETFの買入れは、株式市

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 2月10日	「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	2023年のインボイス制度導入に伴い、所要の整備を図ったもの。仮払消費税等の経理処理に関する事項の新設、特定課税仕入れに係る消費税額等の取扱いに関する改正等が行われた。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/kaisei/2103xx/index.htm	—
2021年 2月12日	監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」および関連する監査基準委員会報告書の改正	JICPA	2020年11月の監査基準の改訂を踏まえ、「固有リスク要因」という新たな概念の導入、定義の明確化、注記事項に関する検討手続の充実、規模・状況に応じた柔軟な基準適用等について改正を行い、所要の整備を図ったもの。 本報告書は2023年3月期および2022年9月中間期の中間監査から実施(早期適用可)されるが、それ以前は改正前の監基報540に基づく取扱いによることとされている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210208tyv.html	—
2021年 2月12日	監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正および関連する監査基準委員会報告書の改正	JICPA	2020年11月の監査基準の改訂を踏まえ、監査人がその他の記載内容に関して、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払うこと等について改正を行い、所要の整備を図ったもの。なお、監基報720の名称は「その他の記載内容に関連する監査人の責任」となる。本報告書は2022年3月期の監査から適用される(早期適用可)。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210208trz.html	—

場の不安定化によるデフレマインドを払しょくする効果があるため今後必要、と主張した。

金融緩和政策自体は、短期金利をマイナス0.1%、長期国債の買入れにより10年物国債利回りを0%付近に固定するイールドカーブ・コントロールと、長期国債以外のETF、JーREIT、CP、社債といった資産の買入れがメインである。中村審議委員は、このうちETF買入れの有用性を述べたが、直接株式市場へ資金を供給することになるこの政策は、世界の中央銀行のなかでも日銀独自のものだ。円の信認に直結する日銀のバランスシートへの影響や株式市場の機能の健全性といった観点からは、これ以上買入れが拡大することへの懸念もある。

株式・国債市場の急落、長期金利の急上昇のリスクに注意は必要だが、金融政策の次の一手を考えるならば、長期金利上昇容認の必要性も考えられる。10年物国債の利回りの変動レンジ拡大、超長期ゾーン金利上昇の容認といった政策で、イールドカーブのステイプ化を視野に入れるべきとの見方もある。

証券

アジア勢がリードする世界同時株高

2月に入って、世界主要国の株価は同時上昇の様相をみせている。1月後半、株価一服、小幅調整状態にあった欧州もこの流れに加わっている。背景としては、今年の世界経済の回復が確実性を増してきたという認識が広がってきたとみられている。

このところ、各国の経済見通し、企業収益予想が上方修正される情報が増えている。つまり、経済成長率はマイナス成長の幅が縮小、企業収益は減益幅・赤字幅縮小といった形である。厳しきは変わらないが、その程度がやや緩和されそうだ、という新たな予想に株価が飛びついていくとの見方もある。

2月10日現在、主要国株価の年初来の上昇率をみると、上位には香港、韓国、インド、日本、台湾など、アジア勢が並ぶ。欧米勢は2〜4%台に集中している(スペインはマイナス)。

いまだロックダウンなど厳しい行動制限を国民に強いている国は少なく、日本も緊急事態宣言を延長したばかりだ。こ

の1〜3月期の経済成長はマイナスに逆戻りという国も多いが、昨年来の最悪予想の段階は終わったとして、株価はポジティブに反応している。しかし、こうした反応への懸念もある。たしかに、現在、ワクチンの接種が世界的に本格的に広がっており、うまくいけば、大きな株価支援材料となるだろう。他方、バイデン米大統領の外交が次第に動き出すなか、米中経済摩擦の動向には、不透明感が漂う。また、日本にとって、重要な経済・貿易パートナーであるミャンマーでは、国軍によるクーデターが発生し、先が見通せない状況が続いている。

こうしたなかで、日経平均株価が3万円に近づいてきた。日経平均は1月8日に2万8,000円台に乗り、2月8日に2万9,000円台に乗った。現状は前年同期比約40%高の水準にある。国際的なリスクも多く、先が見通せないなか、日本株の行方は今後も注視する必要があると考えられる。